

住宅用火災警報器等（住宅用防災警報器等）に係る

消防法及び同施行令

【消防法】追加〔平成 16 年 6 月法律第 65 号〕

（住宅用防災機器の設置及び維持）

第 9 条の 2 住宅の用途に供される防火対象物（その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあつては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下この条において「住宅」という。）の関係者は、次項の規定による住宅用防災機器（住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の設置及び維持に関する基準に従つて、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

② 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

※「住宅用防災機器」「政令で定めるもの」…消防法施行令第 5 条の 6

〔附則〕（平成 16 年 6 月 2 日法律第 65 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第 1 条中消防法第 9 条の 3 を同法第 9 条の 4 とし、同法第 9 条の 2 を

同法第9条の3とし、同法9条の次に1条を加える改正規定、(中略)

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成16年10月政令第324号により、平成18年6月1日から施行〕

(住宅用防災機器に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定の施行の際、現に存する改正後の消防法第9条の2第1項に規定する住宅(以下この条において「住宅」という。)における同項に規定する住宅用防災機器(以下この条において「住宅用防災機器」という。)又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災機器が同条第2項の規定による住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災機器については、市町村(特別区の存する区域においては、都)の条例で定める日までの間、同条第1項の規定は、適用しない。

〔さいたま市火災予防条例では、平成21年5月31日までの間、適用しない。〕

【消防法施行令】追加〔平成16年10月政令325号〕

(住宅用防災機器)

第5条の6 法第9条の2第1項の住宅用防災機器として政令で定める機械器具又は設備は、次に掲げるもののいずれかであって、その形状、構造、材質及び性能が総務省令で定める技術上の規格に適合するものとする。

一 **住宅用防災警報器**(住宅(法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。)

以下この章において同じ。)における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器をいう。次条において同じ。)

二 **住宅用防災報知設備** (住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する火災報知設備 (その部分であって、法第 21 条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で第 37 条第 7 号から第 7 号の 3 までに掲げるものに該当するものにあつては、これらの検定対象機械器具等について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に適合するものに限る。)をいう。次条において同じ。)

※総務省令…「**住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令**」〔平成 17 年 1 月 25 日総務省令第 11 号〕

(住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の基準)

第 5 条の 7 住宅用防災機器の設置及び維持に関し住宅における火災の予防のために必要な事項に係る法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づく条例の制定に関する基準は、次のとおりとする。

一 住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器は、次に掲げる住宅の部分 (ロ又はハに掲げる住宅の部分にあつては、総務省令で定める他の住宅との共用部分を除く。)に設置すること。

イ **就寝の用に供する居室** (建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。ハにおいて同じ。)

ロ イに掲げる住宅の部分が存する階 (避難階を除く。)から**直下階に通**

ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、居室が存する階において火災の発生を未然に又は早期に、かつ、有効に感知することが住宅における火災予防上特に必要であると認められる住宅の部分として**総務省令で定め**

る部分

二 住宅用防災警報器又は住宅用防災放置設備の感知器は、**天井又は壁の屋内に面する部分**（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、火災の発生を未然に又は早期に、かつ、有効に感知することができるように設置すること。

三 前 2 号の規定にかかわらず、第 1 号に掲げる住宅の部分に**スプリンクラー設備**（総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）又は**自動火災報知設備**を、それぞれ第 12 条又は第 21 条に定める技術上の基準に従い設置したとき**その他の当該設備と同等以上の性能を有する設備**を設置した場合において総務省令で定めるときは、当該設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置しないことができること。

2 前項に規定するもののほか、住宅用防災機器の設置方法及び点検の方法その他の住宅用防災機器の設置及び維持に関し住宅における火災の予防のために必要な事項に係る法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づく条例の制定に関する基準については、**総務省令**で定める。

※総務省令…「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成 16 年 11 月 26 日総務省令第 138 号)

(住宅用防災機器に係る条例の制定の規定の適用除外に関する条例の基準)

第 5 条の 8 法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づく条例には、住宅用防災機器について、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、住宅における火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおける当該条例の規定の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

(準用)

第 5 条の 9 第 5 条の 3 及び第 5 条の 5 の規定は、法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づく条例の制定に関する基準について準用する。

(以下略)

[附則] (平成 16 年 10 月 27 日政令第 325 号)

この政令は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日 (平成 18 年 6 月 1 日) から施行する。